

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.011

処 分 名	企業誘致奨励措置の指定
処 分 の 概 要	新規企業立地者は指定した用件に該当すると認められた場合、奨励措置の対象者として指定することができます。
根拠条例等・条項	春日部市企業誘致条例（平成24年条例第46号）条例第3条第4条
審 査 基 準	<p>工場等を新設される者（※1）に対して、下記の①～③に該当する場合は奨励措置の対象者として指定できます。</p> <p>①敷地面積が3,000平方メートル以上 ②延床面積が1,000平方メートル以上 ③常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する（※2）常時雇用従業員数が5人以上であること</p> <p>※1 新設とは適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。 ※2 当該常時雇用従業員が市内に住所を有することを証する場合は、書類（住民票の写し等）が必要です。</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	操業開始日から3ヶ月以内
申請方法	本庁4階まちづくり推進課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/machizukuri/sangyou/sangyou/yyuchi/yyuguuseido.html

■企業誘致条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 適用地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号及び春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第50条第1項第1号による土地の区域をいう。
- (3) 工場等 適用地域において指定された予定建築物の用途に適合する施設をいう。
- (4) 新設 適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。
- (5) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- (6) 常時雇用従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告を必要とする者、かつ、厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険等（市町村国民健康保険を除く。）に加入する者をいう。
- (7) 操業開始日 工場等がその施設の稼動を開始した日をいう。
- (8) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう

(奨励措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等を新設する者に対し、企業誘致奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税相当額奨励金（以下「甲奨励金」という。）
- (2) 水道加入分担金相当額奨励金（以下「乙奨励金」という。）

(奨励措置の対象者の指定)

第4条 市長は、工場等を新設する者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が3,000平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が1,000平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること。